

# 平成29年度米川小学校いじめ防止基本方針

平成29年4月改訂

## はじめに

今日、少子高齢化等の急激な社会変化の影響を受け、規範的意識や連帯意識のうすれ、いじめが大きな社会問題となっている。これに伴って児童の抱える問題も複雑化してきている。

このような状況の中、教職員が「いつでも・どこでも・誰でも起こりうる」という基本認識に立ち、共通理解を図りながら組織的に取り組むことが不可欠である。

したがって、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための基本的な方針を策定する。

## 第1章 いじめ防止等に係る基本方針

### 1 いじめとは

#### (1) 定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

#### (2) 基本認識

以下の基本認識に基づき、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめを認知した場合、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- いじめは、人間として絶対に許されない行為であること
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであること
- いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であること
- いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること

#### (3) 具体的な態様

いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる観衆も、見て見ぬふりをする傍観者も「いじめている人」に見えるものであることを念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。具体的な態様は以下のものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめの対応に係る基本的な考え方

学校におけるいじめの問題への対応は、一人ひとりの人権が尊重されるいじめ等のない心豊かな社会づくりに寄与するものであり、社会総がかりで、いじめの根絶に向けた取組を、さらに加速させる必要がある。

## 3 いじめ防止に向けた学校の取組

### (1) 米川小学校いじめ防止基本方針の策定

本校においては、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、米川小学校いじめ防止基本方針を策定し、学校だよりやホームページ等を活用して、広く周知を図る。

### (2) いじめ対策組織の設置

本校においては、いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童からの訴えを、教職員が抱え込まずに組織的に対応するために、「米川小学校いじめ防止等対策委員会」（以下委員会という）を設置する。組織の構成員については、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当及び育友会長で構成し、関係教職員やS C等の専門家を必要に応じて加える。

### (3) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

組織的な指導体制を構築し、心に寄り添う指導や支援の継続的な取組を通して、児童の自己指導能力の育成に努める。

### (4) 豊かな心を育む教育の推進

- 学校の教育活動全体を通じた取組  
児童一人ひとりの夢の実現及び、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性の育成に向けて、人権尊重を基盤とし、学校の教育活動全体を通して児童が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる教育を充実させる。
- 規範意識の醸成に向けた取組  
いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組が重要であり、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

### (5) 家庭・地域・関係機関との連携

- 保護者・地域との連携の推進

米川地区校外補導連絡協議会、学校運営協議会、末武中学校区の5校PTA連絡協議会等を通して、家庭・地域と連携し、一層開かれた学校づくりを推進する。

- 校種間連携の一層の促進  
異校種間の情報の共有や切れ目のない支援体制を構築するため、市校外生徒指導連盟、中学校区の連携協議会や教育相談協議会等で校種間連携の一層の促進に努める。
- 専門家や関係機関と連携した取組等の推進  
必要に応じて、SCやSSW等はもとより、関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。

## 第2章 いじめの防止等のための具体的な取組

### 1 未然防止（いじめの予防）

#### （1）生徒指導・教育相談の充実・強化

児童一人ひとりを把握し、理解を深め、教師と児童との信頼関係を築き、きめ細やかな指導、支援を行う。

- 教職員の資質能力の向上
  - ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
  - ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や不適切な言動を絶対行わないように人権についての研修を行ったり、職員会などで共通理解を図ったりしていく。
- 教育相談体制の確立
  - ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。（SCの学校訪問等）
- 児童理解の深化
  - ・ できるだけ児童とのふれあいの機会を増やしたり、学期に1回教育相談を行ったり、また日記等を活用したりして、児童理解に努める。また、教育相談の内容については悩みだけでなくがんばっていることや楽しいことについても聞き、今の児童の様子を知るとともに相談しやすい関係を築いていく。

#### （2）よりよい人間関係を育む取組

児童が個や集団の在り方や豊かな生き方について、主体的に考えていけるように人権尊重を基盤としながら、児童の自治的な児童会、学級活動等を通して、認め合い、支え合い、学び合う支持的風土を醸成する。また、様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり、居場所づくり（心のよりどころや何でも話せる雰囲気づくり）に努める。（特に1人学級については配慮していく。）

そこで、本校では、以下のような活動を通して育んでいく。

- ・ 水辺の教室
- ・ 地域と合同での運動会や学習発表会（地域ふれあい集会、やまのこ発表会）
- ・ 児童が出し物等を主体的に考える1年生を迎える会、6年生を送る会
- ・ A F P Yや構成的グループエンカウンターなどの学級活動での絆づくり

- ・栗拾いや山菜採り遠足などの地域の自然を生かした活動 等  
これらをふまえて、未然防止のための年間計画（別紙1）を策定する。
- ・花岡小学校など、周りの学校と交流を図ったり行事を合同で行ったりし、中学校への円滑な引き継ぎが行えるように取り組むように意識する。

### （3）家庭・地域との連携

学校評価結果の公表等、積極的な情報発信、学校運営協議会、地域協育ネット等の取組を進める中で、開かれた学校づくりを推進する。

## 2 早期発見（把握しにくいいじめへの対応）

### （1）早期発見に係る本校の対応

いじめは見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して早期に発見するように努める。

#### ○ 学級担任の役割

- ・学級は、児童の学校生活の基盤をなすものであり、学級担任の生徒指導に果たす役割が重要である。児童生徒の日常の姿や学校生活の状況を日記や週1回のアンケートなどで把握するとともに、休み時間などにも積極的に児童と関わることで、児童との信頼関係を構築していく。また、児童の様子がいつもと違う場合等には必要に応じて教育相談等を行うことで、いじめの早期発見に努める。

#### ○ 複数教職員での指導の取組・体制づくり

- ・すべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
- ・学校評価、授業評価、生活アンケート、相談カード等により、児童生徒、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。

#### ○ 教育相談担当教諭・養護教諭の役割

- ・教育相談担当教諭・養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加えるなど、校務分掌上適切に位置づけ、必要に応じてSCやSSW等の専門家と緊密な連携を図る。

### （2）家庭・地域との連携

本校では、育友会や地域の関係団体と協議する機会を設け、情報交換等を行い、学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていく。また、家庭・地域社会から寄せられるいじめに関する情報に対して誠意ある対応を行う。

### （3）インターネットや携帯電話によるいじめに対して

県警サイバー犯罪対策室、下松市教育委員会と連携して指導・助言・相談等を得る。

## 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

### （1）管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

現に起こっているいじめに対応するには、いじめの全容解明が必須である。そのため、校長のリーダーシップの下、迅速・的確かつ組織的に対応する。

## (2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童・保護者への対応
  - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、いじめられている児童の心の痛みを共感的に理解し、全教職員で支え、守り、解決するように努める。
  - ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を把握し、できるだけ早期に保護者に正確に伝え、心情を理解し誠意をもって対応する。
- いじめている児童・保護者への対応
  - ・ 事実確認をする場合、当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴いて、実態を正確に把握する。
  - ・ 相手に深刻な苦痛を与えたか内省を促し、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心とした指導を行う。
  - ・ 保護者ととともに今後の児童への指導・支援の在り方を考え、今後の学校生活における人間関係の再構築を支援する。
- 周りの児童への対応
  - ・ いじめられている児童の気持ちを感じ取らせ、学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。
- いじめのアフターケア
  - ・ いじめが継続して行われないように、関係児童の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

## (3) 教育相談の在り方

- いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については教育相談機能の充実が必要不可欠であり、教職員の教育相談とともに、必要に応じて、SCと連携した個別支援を行う。
- いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、家庭環境が起因することがある場合は、必要に応じて、SSWと連携した保護者等への個別支援を行う。

## (4) インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応

- インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やコミュニケーションアプリの閉鎖性等の特性を踏まえて対応する。

## (5) 下松市教育委員会・地域・関係機関との連携

- いじめを発見した場合には、速やかに下松市教育委員会に報告し、連携して早期解決に向けた適切な対応を行う。
- 開かれた学校づくりに努め、いじめに関する連絡・情報があったときは迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報

告する。

- いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力や、少年安全サポーターや警察署と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

#### 4 重大事態への対応（生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）

##### （1）重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

##### （2）重大事態への対応

- 重大事態が発生した旨を、下松市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするために、質問票の使用、その他適切な方法により、調査を実施するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。また、関係諸機関との連携を適切にとる。

### 第3章 その他の重要事項

国、県、市の基本方針の見直しがあったとき、あるいは本校の基本方針の見直しが必要であると認めるときには、「米川小学校いじめ防止基本方針」をより実効性のあるものに改訂するものとする。